

チューター制度の概要（日本人学生用）

（１）チューター制度の目的・役割

- ① チューター制度は、日本の大学に在学する外国人留学生に対して、大学が選定した「チューター」が、留学生の学習・研究活動を中心に、日本語指導、日常の世話をを行うことにより、留学生の学習・研究効果の向上を図ることを目的としています。
- ② チューターは、留学生の家庭教師として、また大学における（最初の）学友として、留学生の本学での学習・研究生活の大きな支えとなるものです。同時に、チューターとなった日本人にも国際理解・国際協力への関心を芽生えさせる機会となることが期待されています。

（２）具体的な援助

- ① 留学生の良い友人となり学習の援助をすること。
予習、復習など。
- ② 留学生の日本語の上達を助けること。
日本語の理解、会話、日本語能力試験など。
- ③ 留学生の日常生活の援助をすること。
JR 小樽駅への出迎え（自家用車での出迎えは禁じています）、市役所へ同行し転入届や国民健康保険への加入手続き、銀行口座の開設、電話契約、アパート探し、学内外の案内、買い物の手伝い、その他複雑な手続きが必要なとき（ガス、水道、電気代等の自動振込など）の援助、日本での生活の相談など。

（３）チューターの留意事項

- ① チューターは、相手の立場を理解し、暖かい思いやりを持って援助活動を行ってください。
- ② 生活面で慣れてきたら、できるだけ自分で問題を克服し自立するように援助してください。
- ③ 学習・研究面での援助は必ず大学構内で、月曜日から金曜日の午後 10 時までに行ってください。原則、土日祝日など大学の開いていない日に行くことは認めません。（夏休み中の指導でも月曜日から金曜日の間ならばかまいません。）
- ④ 日本語科目の宿題の下調べや、文献探しを手伝うことはかまいませんが、チューターが代わりにレポートを書いたり、宿題をやってしまうことは、留学生本人のためになりませんので、してはいけません。
- ⑤ 約束をしているのに都合が悪くなったときは必ず相手に連絡をしてください。（事前に、電話番号や、Eメールアドレスなどを聞いておくこと。）
- ⑥ 日本語の指導をする時間等は、定期的に曜日・時間を決めておいた方がよいでしょう。
- ⑦ 留学生からの連絡がしばらく途切れたときには、「日本語の勉強をみてあげましょう

か」「何か困っていることはないですか」等、積極的に聞いてあげてください。

- ⑧ 一定の期間が過ぎても、お互いの相性が合わないときや、どこまでがチューターの仕事かわからなくて迷うとき等は、国際交流室に相談してください。
- ⑨ チューターとして活動するためには、学生教育研究災害傷害保険（学研災）への加入が必須となっています。

（４） チューター料の支払いについて

- ① チューターには、１時間 1130 円の謝金が支払われます。謝金は授業料の支払い口座へ、活動の翌月末に振り込まれます。（別の口座への振り込みを希望する場合は、事前に国際交流室へ申し出てください）
- ② ティーチング・アシスタントなど学内のアルバイトとの時間の重複は認めません。もし、重なっていた場合は不正行為として、それなりの処置をします。
- ③ チューターの時間は 30 分単位にし、それ未満の端数をつけないでください。
- ④ 1 ヶ月の勤務時間は以下のとおりです。この時間数を超えて出勤簿に記入することはできません。

小樽商科大学 1 年目の留学生：20 時間以内

小樽商科大学 2 年目の留学生：15 時間以内

小樽商科大学 3 年目以上の留学生：12 時間以内

（５） 出勤簿について

- ① チューターの仕事をした後は、国際交流室が配布するチューター出勤簿（謝金業務時間報告書・Excel ファイル）に業務内容、業務時間等を記入してください。
- ② 出勤簿は不正確にならないよう、チューターの仕事をしたら、その度毎に記入する、または別の形でメモを取っておくようにしてください。
- ③ 出勤簿は月ごとに作成・提出していただきます。別の月の活動を記入することはできません。
- ④ 連続して 6 時間以上の勤務を行う（記入する）場合は、必ず 1 時間の休憩時間をはさんでください。
- ⑤ 1 か月分の入力が終わったら、出勤簿ファイルを manaba で提出します。国際交流室で内容を確認のうえ印刷しますので、窓口でチューター本人と留学生それぞれが、サインもしくは押印をしてください。
- ⑥ 出勤簿に不備があると、謝金の支払いが遅れたり、支払いができなくなる場合があります。出勤簿の記入例をよく読み、国際交流室の指示に従ってください。
- ⑦ チューターの活動期間は、原則として 4 月～翌年 2 月の間です。3 月は新規留学生の出迎え関連手続き等、やむを得ない場合を除き謝金を支払うことはできません。
- ⑧ 勤務時間等に疑念が生じた場合、後日調査をすることがあります。